

飲食店を経営する皆様へ

ある日突然、苦情を受ける前に早めの対策を！

騒音
騒音

に
おい



東京都北区生活環境部環境課

飲食店を経営するにあたって

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「条例」と記載）で騒音や臭気などについて守らなければならない基準が定められています。快適な環境づくりにご協力ください。

飲食店における騒音

環境確保条例では、飲食店・喫茶店などを対象に音響機器の使用や深夜営業について音の制限をしています。（ただし、特例を除きます。）

◆音響機器等の使用制限（条例第131条）

対象となる営業	使用が制限される時間	使用が制限される音響機器等
飲食店営業 (食品衛生法施行令第35条第1号) 喫茶店営業 (食品衛生法施行令第35条第2号)	午後11時～ 翌日午前6時	カラオケ装置 電気蓄音機 拡声装置 有線ラジオ受信装置 録音及び再生装置 楽器
制限の特例 （条例第131条、施行規則69条） <ul style="list-style-type: none"> ・外部に音が漏れないよう、防音対策が施されている場合 ・消防法に規定する地下街（法第8条の2第1項） ・住宅、病院、診療所から50m以上（商業地域にある住宅等からは20m以上）離れた場所であって、条例別表第13の規制基準が守られている場合 		

◆深夜の営業の制限（条例第132条）

※規制基準は、音源の存する敷地との境界線における音量です。

規制対象	規制時間	種別	規制地域	規制基準
飲食店営業 喫茶店営業 ガソリンスタンド営業 液化石油ガススタンド営業 ボーリング場営業 バッティングセンター営業 スイミングプール営業 ゴルフ練習場営業 小売業(売場面積 250㎡以上に限る。)	午後11時～ 翌日午前6時	第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	40 デシベル
		第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	45 デシベル
		第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	50 デシベル
		第4種区域	工業地域	55 デシベル

ただし、第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。

《その他の規制》

【夜間の静穏保持】何人も、夜間（午後8時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。（条例第133条）

【規制基準の遵守】何人も第68条第一項、第80条及び第129条から前条までの規定に定めるもののほか、別表第13に掲げる規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはならない。（条例第136条）

◆◆◆お店の音を調べてみましょう◆◆◆

お店の外に出て実際に音を確認してみてください。

- ① カラオケの音はご近所の迷惑になっていませんか？
- ② 有線放送やテレビ、ステレオ、楽器の音は大きくありませんか？
- ③ お客様の話し声や駐車場の音で迷惑をかけていませんか？
- ④ 空調設備、ダクト、室外機の音で迷惑をかけていませんか？
- ⑤ お客様の送り迎えは静かにおこなっていますか？

◎環境課では騒音計の貸出をしています。(事前に電話で確認してください。)

連絡先：北区生活環境部環境課環境規制調査係 電話 03 (3908) 8611

《騒音のめやす》

デシベル	め や す
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛 (前方 2m)
100	電車が通るときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場内・ピアノ
80	地下鉄の車内
70	掃除機、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	深夜の市内、図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれあう音

騒音の防止に効果的な工夫をしてみましょう。

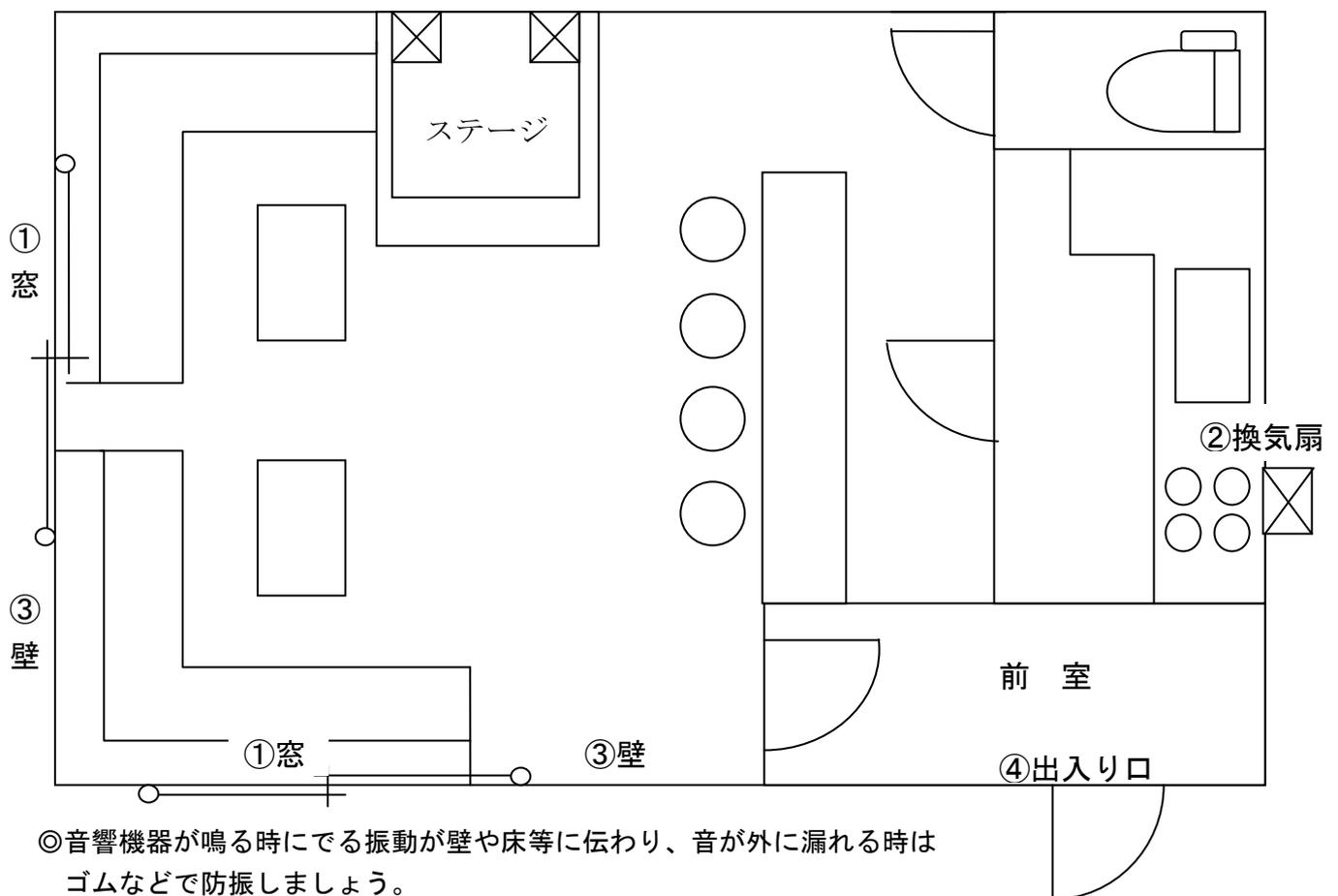
- 音量調節のつまみに印をつけて、音量が基準を超えないように気を付けましょう。
- お店の開口部(窓、出入り口)を閉めましょう。
- お店の外で、お客様と話するのは止めましょう。
- お客様の送り出しは、お店の中で済ませましょう。
- 空調設備等のメンテナンスをしましょう。
- 有線放送やテレビ、ステレオ、楽器の音は小さくしましょう。
- スピーカーは開口部から離れた場所に設置しましょう。
- 絨毯を敷いてみましょう。
- カーテンを厚手にしてみましょう。(防音仕様のカーテンならば、より効果的です。)



《騒音の対策》

防音効果のある建材を使用したり、防音構造にすることで音量が低減します。

防音効果のある建築材料	
① 窓	アルミサッシ二重窓
	防音サッシ
	はめ殺し窓
	枠まわりの目止めをする。
② 換気扇	消音ダクト・防音カバー・サイレンサー（天井用換気扇の場合）
③ 壁材	鉄筋コンクリート
	コンクリートブロック（モルタル仕上げ）
	A L C（気泡コンクリート）
	二重壁にする。（中間空気層を10mm以上とると効果的です。）
	吸音材（グラスウール等）・遮音材（コンクリートブロック等）を効果的に組み合わせる。
④ 出入り口	鋼製ドア・防音型ドア
	前室を設けて二重構造にする。
	枠まわりの目止めをする。
	ドアパッキンを取り付ける。



◎音響機器が鳴る時にでる振動が壁や床等に伝わり、音が外に漏れる時はゴムなどで防振しましょう。

◎換気扇は構造上、音がもれやすいので、できるだけ住宅のない方向に向けてください。

飲食店におけるにおい

嗜好品のかおりや調理のにおいは、一般には美味しそうでいいにおいと感じられるものですが、近隣でいつも同じにおいを嗅がされている人にとっては我慢できない場合もあります。また、排水の腐敗臭や生ごみ等の臭いも苦情の原因になります。

【飲食業の悪臭苦情ランキング】（環境省の飲食業の方のための「臭気対策マニュアル」より）

1位 焼肉・ホルモン店 ～肉を焼くにおいや油煙～

2位 惣菜・弁当屋(スーパー含む) ～製造工程から出る排水のにおい～

3位 ラーメン店 ～スープを煮込むにおい～

4位 焼き鳥店 ～焼き鳥を焼くにおいや油煙～

5位 居酒屋 ～色々な調理のにおい～

6位 中華料理 ～ニンニクや油のにおい～

◎最近ではこのような御相談を頂いています。

- * スーパーの惣菜の調理のにおいがただよってくる。
- * 焼き鳥店が近所に開店したが、においが家の中まで入ってくる。
- * お好み焼き店からの油のにおいが近所にただよっている。
- * 焼き鳥店の煙のにおいが干してある洗濯物や布団についてしまう。

◇◆◇お店の周辺のにおいを確認してみましょう◆◇◇

- ① お店の周辺を2～3人で歩いてみてにおいが感じられるか、確かめてみましょう。
- ② 近所のどの辺で、どんなにおいが、どのくらいの強さで感じられるか、記録してみましょう。
- ③ 作業の内容によるにおいの有無や質を確認してみましょう。

お店のなかでは弱いにおいでも、近隣の人たちにとっては洗濯物や布団等ににおいがついてしまうなど、わずかなにおいでも気になるものです。

《 臭気の強さの尺度（臭気の強度） 》

0	1	2	3	4	5
無臭	やっと感知できるにおい	何のにおいか、分かる弱いにおい	楽に感知できるにおい	強いにおい	強烈なにおい

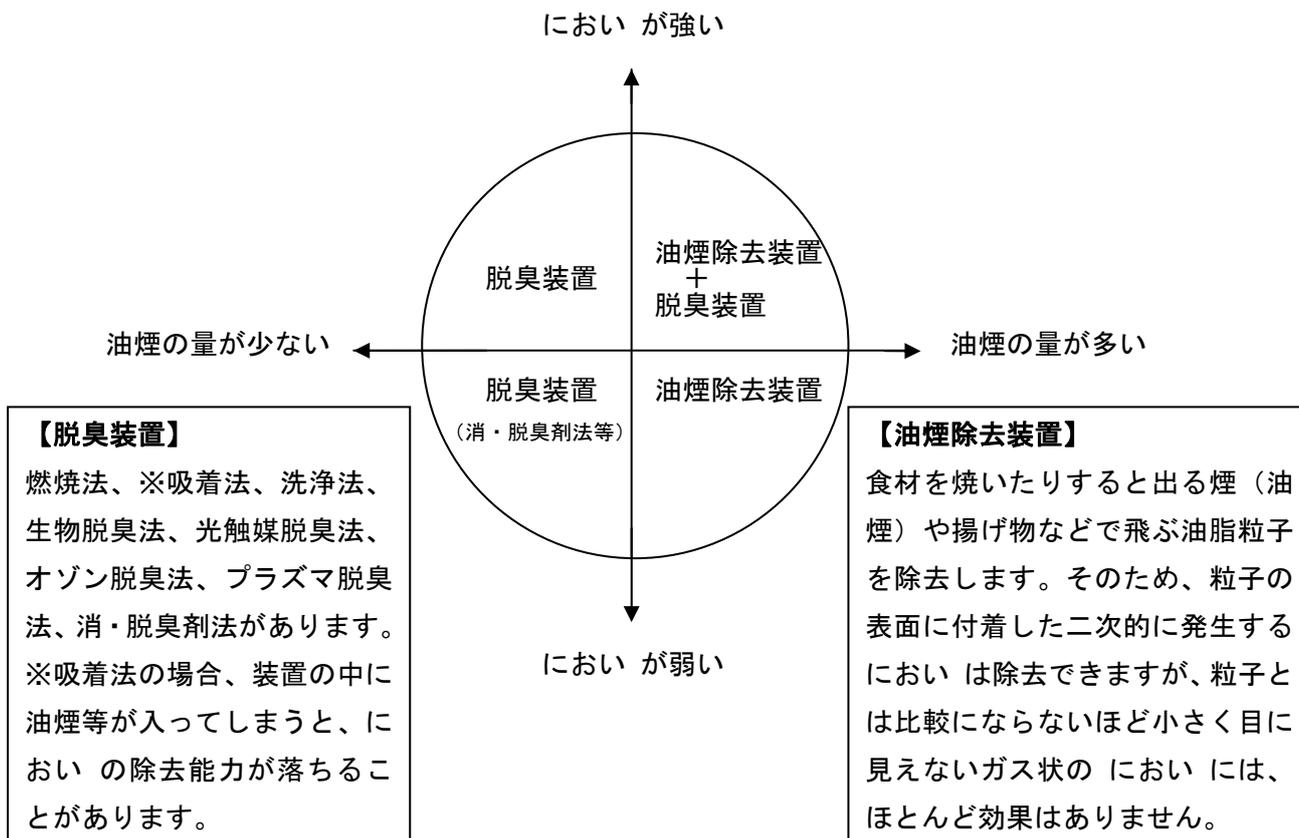
《 におい の対策》

(1) 調理の におい

飲食店は街中で営業していることが多く、周りをビルに囲まれていたり、住宅と比較的近い距離に立地していることがあります。このような条件では、換気扇やダクト、窓、出入り口の開口部から排出された におい はあまり拡散せず、近隣からの におい の苦情を引き起こすこととなります。

においを断つ	<ul style="list-style-type: none"> ①窓や出入り口を開放しない。 ②調理時間の変更をする。 ③ におい の強い工程を別の場所で行う。
においを薄める	<ul style="list-style-type: none"> ①近隣の住宅より高いところから、におい を排出する。 ②早く薄まり易くするため風通しのよいところに排出できるように、排出ダクトの高さを工夫する。 ③排出ダクトの位置や向きを近隣の住宅から遠ざける。 ④排出ダクトの高さにアパートやマンションの窓がないか確かめる。
においを取り除く	<ul style="list-style-type: none"> ①適切な脱臭装置の設置 ②油煙除去装置等の設置 <p>におい の原因・状況によって①又は②もしくは①②を併用する。 (注意)・高額のコストがかかることが多いので事前によく検討してください。 ・ダクト火災の予防については管轄の消防署にご相談ください。</p>

《脱臭装置と油煙除去装置の選定の目安》



(2) 排水臭

調理等に使用した排水はそのまま下水に流すと腐敗して悪臭の原因になることがあります。また、グリース阻集器等を設置していても管理が行き届かないと悪臭が発生し、排水とともに悪臭も排出されます。

グリース阻集器 (グリストラップ)	油分・固形分等の清掃（除去）の徹底 隔板を取り外さない。 適正な容量の阻集器を設置する。 高温の食器洗浄機等から離れた位置に設置する。
ビルピット	清掃の実施 排水ポンプの停止水位を低くする。 排水回数の増加 ピット内での排水滞留時間の短縮化 貯留水の中性化 ばっ気・攪拌併設装置の設置
厨房排水処理施設	清掃の実施 維持管理の徹底

◇雨水ますに汚水を捨てるのは止めましょう。

道路上の雨水を流すための雨水ますに汚水を捨てるとう腐敗して悪臭の原因になります。

(3) ごみの臭い

ごみを回収するまでの期間が長かったり、腐りやすい生ものがあると悪臭が発生することがあります。

- そのようなときは
- ・ ごみ容器を密閉する。
 - ・ ごみの保管期間を短くする。
 - ・ 保管温度を低くする。
 - ・ ごみ置き場の清掃を徹底する。
 - ・ ごみの置き場所を変更する。



【におい対策の関連情報】

●環境省ホームページ

におい・かおりについて (<http://www.env.go.jp/air/akushu/akushu.html>)

●公益社団法人 におい・かおり環境協会 TEL03 (6233) 9011

(<http://orea.or.jp/>)

- | | |
|-----------------|--|
| 《臭気の測定の相談》 | 臭気測定認定事業所
(http://orea.or.jp/about/nintei.html) |
| 《臭気対策の専門家への相談》 | 臭気対策アドバイザー制度
(http://orea.or.jp/about/adv.html) |
| 《脱臭装置を選定する際の参考》 | 脱臭ナビ
(http://dashdb.jp/) |

「飲食店を経営する皆様へ」

平成24年3月発行

発行 東京都北区生活環境部環境課

東京都北区王子1-12-4 TIC王子ビル2階 (〒114-0002)

電話 03 (3908) 8611 (直通)

FAX 03 (3906) 8474

刊行物登録番号

23 - 2 - 060